

令和6年6月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津別町長 佐藤多一

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 津別町 (015440) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 津別地区 (津別町全地区 津別津別町農業協同組合) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和5年11月9日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業経営者の年齢が70歳以上の者が14経営体となっている。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。このため、地域の担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】

農業者戸数 : 137戸(うち70歳代以上14戸)、団体経営体(法人・集落営農組織等)41経営体)

主な作物: 小麦、てん菜、玉ねぎ、馬鈴薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農地の有効化を図るために段階的に農地の集積・集約化を進め、さらに労働力不足の解消、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者及び農地所有適格化法人等の農業従事者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 5,353 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 5,353 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

第10次津別町農業振興計画に盛り込む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を令和13年度までに実施する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体及び農業従事者を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため播種及び収穫作業で実施可能な作業は津別町農業協同組合が運営するコントラ組織に委託するとともに、地域内協業法人による作業委託が可能な作業は法人が担い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨その他 | | |

【選択した上記の取組方針】

- ①熊やシカの被害が拡大しないよう防止柵等を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から獵友会とともに捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②有機酪農の維持継続を進めるため、TMRセンターの活用し有機資料の確保を進める。
- ③スマート農業の目的が發揮できるよう農地の大区画化及び区画整備を進める。
- ⑦農地の保全のため排水機能の維持等を目的とし農業基盤整備事業を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。